

令和4年5月30日招集

第24回

定 例 総 会 議 事 録

加茂市農業委員会

第24回加茂市農業委員会定例総会議事録

令和4年 5 月 30 日午前9時30分から下記議案審議のため、第 24 回加茂市農業委員会定例総会を加茂市役所5階全員協議会室で開催した。

記

- 第 78 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について
- 第 79 号議案 農用地利用集積計画に対する可否決定について
- 第 80 号議案 令和 3 年度最適化活動の点検・評価及び令和 4 年度最適化活動の目標について

○ 本日の会議に出席した農業委員は次のとおりである。

1番 小池俊木 君	2番 西村修市 君	
4番 坂内長市 君	5番 佐藤愛子 君	6番 今井和幸 君
7番 飯岡佐治雄 君	8番 加茂重夫 君	9番 近藤サチ子 君
10番 吉村陽介 君	11番 渡邊繁明 君	12番 笠間栄一 君
13番 梅田守康 君	14番 坂上武久 君	15番 小柳成吾 君
16番 坂上辰彦 君	17番 増井敬治 君	18番 浅川和夫 君
19番 永井尚文 君		

○ 本日の会議に欠席した農業委員は次のとおりである。

3番 長谷川正典 君

○ 本日の会議に出席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

加茂1番 近藤喜作 君	加茂2番 飯岡大介 君	
下条2番 番場 勇君	七谷1番 小柳修一 君	七谷2番 田浦 久君
須田1番 高橋正明 君	須田2番 牛腸利生 君	

○ 本日の会議に欠席した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

下条1 井上長治 君

番

○ 本日の会議に説明のため出

席した事務局職員は次のとおりである。

局長 大竹 久範 君	次長 美原 暁君
------------	----------

議長(永井尚文君)	(開会時刻:午前9時30分) 本日はご多用のところお集まりいただきまして、ありがとうございます。 お疲れのところありがとうございます。 それでは議事に入ります。 報告いたします。 本日欠席の通告がありました農業委員は、3 番 長谷川正典君であります。 ただ今の出席農業委員数は、18 名で、会議成立の定数に達しておりますので、これより加茂市農業委員会第 24 回定例総会を開会いたします。 なお、本日欠席の通告がありました推進委員は、下条1番井上長治君であります。 議事録署名委員については、前例により私が指名してよろしいかお諮りいたします。 (「異議なし」の声あり) 異議がないようでございますので、11 番 渡邊繁明君、12 番 笠間栄一君を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
議長(永井尚文君)	それでは議案の審議に入ります。 採決につきましては、農業委員で行いますが、質疑につきましては、農業委員、推進委員ともに発言することができますので、発言される場合は挙手のうえ、議長の指名を受けた後、議席番号と名前を述べてから発言されるようお願いいたします。 最初に、第 78 号議案 「農地法第 3 条の規定による許可申請に対する可否決定について」を上程いたします。 それでは、事務局の説明をお願いします。
事務局(大竹久範君)	はい、事務局長 大竹です。 それでは、議案の1ページをお願いいたします。 【議案第 78 号朗読後、説明】 番号1の譲渡人は、高齢で後継者がいないことから、所有している農地の処分を希望し、申請地を賃借している譲受人と贈与することを協議した結果、合意が整ったため許可申請に至ったものです。 申請地は譲渡人住宅敷地の西側に隣接している畑で、昨年から譲受人の利用権が設定されていましたが、今回の許可申請のため合意解約されています。 この申請について、許可の要件を満たしているか譲受人の経営状況を申請内容により確認いたしますと、譲受人の現在の経営面積は、許可要件の下限とされる 50 アールを上回っています。譲受人は専業農家で、農業経営では譲受人、父及び母に年間 150 日以上 of 農作業従事日数があり、農作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。申請地の権利移転

後は譲受人において、桃の植栽を予定しており、苗木の育成期間中は収益確保のためネギを作付けするとされています。

なお、申請地の権利移転については、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。

以上によりまして、番号1の案件は農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると判断されます。

次に、番号2と3の申請地は申請人を含む5名の共有となっています。このたびの許可申請は、共有者2名の持ち分を売買により譲受人に移転・集約し整理するためのものです。

申請地は、第三平成園の南側 ■■■メートル程の位置にあり、■■■■■に通ずる市道に面して所在しています。

この申請について、許可の要件を満たしているか譲受人の経営状況を申請内容により確認いたしますと、譲受人の現在の経営面積は、許可要件の下限とされる 50 アールを上回っています。農業経営では譲受人に年間 150 日以上 of 農作業従事日数があり、農作業への常時従事の実態があります。また、農作業に従事する者の農作業経験及び保有している機械の能力等からみて、権利の移転を受ける農地及び耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれます。

申請地は現在譲受人が耕作しており、権利移転後もこれまでと同様の作付けが行われる予定です。また、今後も順次譲受人以外の持分を譲受人に集約する予定でいるとのことでした。

なお、申請地の権利移転については、現地調査により周辺地域における農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に、支障を生じる恐れが無いことが確認されています。

以上によりまして、番号2及び3の案件につきましては農地法第3条第2項各号に掲げられた不許可の要件には該当せず、許可要件のすべてを満たしていると判断されます。

説明は以上でございます。

議長(永井尚文君)

本議案については、現地調査が行われていますので、その報告をお願いいたします。

1 番(小池俊木君)

はい、1番、小池です。

調査報告を行います。

5月19日に浅川委員と、申請地の利用状況及び権利移転に伴う周辺農地への影響の有無について確認してきました。

はじめに、番号1の申請地について報告いたします。

番号1の申請地は、川西集落と信濃川の堤防の間にある畑で、譲受人の住宅敷に隣接して所在していました。申請地には長ネギが植栽されており、適正な利用がされていることが確認できました。広い区画で、一部に作付けが無い部分がありましたが、適正に管理されており、すぐに耕作が可能な状態となってい

ました。権利移転後も譲受人による適正な作付けが見込まれ、調査で確認した申請地と周辺農地との利用状況からみて、周辺農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障は生じないものと判断しました。

続いて、番号2と3の申請地について報告いたします。

申請地は、住宅街に隣接する畑でした。申請地の東側に田畑が所在していましたが、道路で隔てられており、申請地の耕作による影響は無いものと思われました。申請地には、ネギをはじめとする各種野菜の栽培が行われており、適正に耕作されていることが確認できました。申請案件は所有権の持分の移転であり、権利移転後もこれまでと同様に譲受人による作付けが継続される見込みであり、調査で確認した申請地と周辺農地との利用状況からみて、周辺農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺地域における農業上の利用に支障は生じないものと判断しました。

報告は以上です。

議長(永井尚文君)

ご苦労様でした。

事務局の説明及び現地調査の報告が終わりました。これに対してご質問、ご意見はございませんか。

9 番(近藤サチ子君)

はい、9 番 近藤です。

前にも、■■■■さんのをちょっと聞いたことがあるんですが、贈与になってますよね。贈与は良いんだけど、ここの畑を現地調査したんだけど、現在きれいになっていると言っているんですが、現在、何か作っているんですか。それとも、何も作っていないのか、果物が植えてあるのか、どうなんでしょうか。

私が聞いたってどうなるわけじゃないんですけども、前に■■■■さんが一生懸命に果物をしていたのが目に焼き付いているんで。ハウスのきゅうりをやったり、また、果物をやったり、頑張っていたのがちょっと気になったもので。

高齢となって贈与と言うことで、親戚かなんかでしょうかね。他人なんでしょうか。

そこまで知る必要は、私には無いんですが、ちょっと気になって。言えなかったらそれでも結構です。

議長(永井尚文君)

事務局、お願いします。

事務局(美原 暁君)

事務局、美原です。

お2人の関係は、親戚というわけではなくて、農協さんが仲介してくれて見つけたということです。

それで、現在の状況なんですが、譲受人の■■■■さんの方で、桃の植栽を予定しておりまして、苗木は今、自宅の方で育成中ということで、それを植え付ける予定なんですが、苗木の育成期間中は、収益の確保をするためにネギを作付けすることとしておりまして、今、ネギがちょうど植栽されてある状態となっております。

議長(永井尚文君)

他に。どうぞ。

2 番(西村修市君)

2 番 西村です。

議長(永井尚文君)
事務局(美原 暁君)

ちょっと教えてもらいたいですけれど、2番と3番の地番と面積が同じなんですけれど、譲渡人の名前が違っているということは、どういうふうに解釈すれば良いんですか

事務局。

はい、事務局 美原です。

これは同じ土地に係る権利の移転なんですけれど、この譲受人と譲渡人の共有になっておりまして、譲渡人の持ち分を同じ譲受人の方に売買で移転するという内容になってます。

7番(飯岡佐治雄君)

関連で良いですか。

今、共有ですけれども、これが許可をもらおうと全て■■■■さんの所有になるのか。まだ、他の人との共有が有るのか。

議長(永井尚文君)
事務局(美原 暁君)

はい、事務局。

事務局、美原です。

今回の許可が出て、このお2人分の持ち分が移転した後は、この譲受人を含めて3人の共有になります。まだ、譲受人の他に共有者が2人いる形になってます。で、その2人分についても、いずれは今回の譲受人の方に持ち分を移転したいという予定になっています。

4番(坂内長市君)

はい。

議長(永井尚文君)

はい、どうぞ。

4番(坂内長市君)

4番 坂内です。

今ほどの2番と3番なんですが、もともと5人の方が共有しているというのは5人で購入したものなのか。

議長(永井尚文君)
事務局(美原 暁君)

はい、事務局。

事務局 美原です。

もともとは共有で相続していたようです。その内の一部を譲受人が持ち分を譲り受けていたという形になっています。

4番(坂内長市君)

相続というのは、親から相続したわけでは無くて、この辺の集落に関係しているのかどうか。

事務局(美原 暁君)

事務局 美原です。

今回の譲受人ももとの農地の所有者との関係までは把握してないんですけれど、昭和58年2月に9人で相続されています。

4番(坂内長市君)

この土地が、彼らの本当のものなのか、公の上条部落のものなのか分からないけれど、個人的に売買できるものなのかどうか、問題が無ければ良いんですけれど。

事務局(美原 暁君)

その昭和58年2月については、相続で共有されてますので問題無かったと思われまして、今回の分についても共有者が持ち分を移転することについて、売買で持ち分を移転したいと言ってますので、その辺は特に問題無いかと思います。

4番(坂内長市君)

わかりました。

9番(近藤サチ子君)

9番 近藤です。

1番(小池俊木君)
事務局(美原 暁君)

上条の現地確認をしてきたと言うんだけど、上条のどの辺ですか。
旧蒲鉄の線路沿いです。
第三平成園の南側 [REDACTED]メートルぐらいの位置で、小池委員の言われたように、蒲鉄の跡の道路沿いに有り、以前も持ち分の移転をやっておられまして、令和3年にも持ち分をお2人の方から移転しております。

9番(近藤サチ子君)
議長(永井尚文君)

ありがとうございました。
他にありますか。
(しばらく声なし)

議長(永井尚文君)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。
本議案について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。
(全員の挙手あり)

議長(永井尚文君)

挙手、全員でありますので、本議案は許可することに決定いたしました。
次に、第79号議案

「農地利用集積計画に対する可否決定について」を上程いたします。

なお、[REDACTED]は、農業委員会等に関する法律の規定に基づく議事参与の制限により、本議案終了まで退席をお願いいたします。

(※[REDACTED]退席)

事務局(大竹久範君)

それでは、事務局の説明をお願いします。
はい、事務局長 大竹です。
それでは、議案の3ページをお願いします。

【議案第79号朗読後、説明】

別冊の「農用地利用集積計画令和4年6月10日公告」の内容につきましては、次のページから各筆明細のとおりです。

内容については、配付資料の第79号議案関係 参考資料1及び参考資料2の集計表により説明します。

それでは、資料をご覧ください。

(参考資料1、2による説明)

このうち、参考資料2整理番号 利ー4ー116 については、令和4年4月15日に新規就農者への意向確認会において出席委員から、利用権の設定を受ける者が権利取得要件を満たしていることを確認いただき、4月の定例総会で報告いたしました案件でございます。

なお、この利用集積計画に定めた契約内容は、すべて農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号に掲げられた計画が備える要件を満たしていると考えます。

議長(永井尚文君)

説明は以上でございます。
事務局の説明が終わりました。
これに対してご質問、ご意見はございませんか。
(「なし」の声あり)

議長(永井尚文君)

ないようですので、農業委員による採決をいたします。
本議案については、可とすることとして市長に送付することに賛成の方の挙手

議長(永井尚文君)

を求めます。

(全員の挙手あり)

挙手、全員でありますので、本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

退席委員の着席をお願いします。

議長(永井尚文君)

(※XXXXXXXXXX着席)

退席委員に報告します。本議案は可とすることとして市長に送付することに決定いたしました。

次に、第 80 号議案

「令和 3 年度最適化活動の点検・評価及び令和 4 年度最適化活動の目標について」を上程いたします。

事務局(大竹久範君)

それでは、事務局の説明をお願いします。

はい、事務局長 大竹です。

それでは、議案の4ページをお願いします。

【議案第 80 号朗読後、説明】

農業委員会等に関する法律で、農業委員会は農地等の利用最適化の推進の状況及び農地法で規定された事務の実施状況について、公表しなければならないと規定されているため、毎年度農業委員会事務の目標を策定し、翌年度にその実施状況の点検・評価を行い公表しています。目標の策定や公表の方法については、農林水産省からの通知で示された内容に従って実施していますが、今年の2月に農林水産省経営局長から、農地利用の最適化の活動内容や成果が、農業者等に対してより良く見えるものとなる様に、これまで農業委員会で行ってきた目標や活動の計画を再構築することを内容とした通知が発出され、農業委員会は最適化活動の成果目標及び活動目標(以下、「最適化活動の目標」という。)を毎年度設定し、農地利用最適化推進委員及び最適化活動を行う農業委員が記録した最適化活動の具体的な状況について、最適化活動の目標に照らして点検・評価を行った上で公表することとされました。議案は、この通知に基づき策定した昨年度の農業委員会事務の実施状況の点検・評価と今年度の最適化活動の目標について、内容をご確認いただき決定いただくというものです。

別冊の第 80 号議案「令和3年度最適化活動の点検・評価及び令和4年度最適化活動の目標について」をご覧ください。

1 ページ目から令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案となっています。今年発出された通知で、本年度から活動の点検・評価の行い方が変更されていますが、令和3年度の点検・評価については従前の様式・方法で点検・評価を行うとされています。従前の活動計画の目標は「担い手への農地の利用集積・集約化」、「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」、「遊休農地に関する措置に関する評価」、「違反転用への適正な対応」の4つを定めています。点検・評価は、前年度に定めた4つの目標に対する実績の点検・評価及び農地法等で規定された事務の実施状況に対する点検がその内

容となっています。

1ページのⅠ農業委員会の状況は、現在の耕地面積、農業委員会の構成等について農林業センサスをはじめとする各種統計に基づき記載しています。

2ページをご覧ください。4つの目標のうち「担い手への農地の利用集積・集約化」に対する点検・評価について記載してあります。1の「現状及び課題」に記載してある担い手への集積率は46パーセント。2「令和3年度の目標及び実績」に記載した単年度当たりの集積目標の達成率は89パーセントとなっていました。3の「目標の達成に向けた活動」の活動実績については、各種集積事業を活用して担い手への集積を進めたとししました。4の「目標及び活動に対する評価」の「目標に対する評価」は、1、2の実績を踏まえ「担い手の総数に大きな変化はなかったが、高齢化・兼業化により経営を縮小するものが増加してきており、それらの経営地が担い手の集積に結び付き借受地の面積が微増した。」とししました。また、「活動に対する評価」は、3の活動実績を踏まえ「各種集積事業の実施により農地の集積を希望する担い手への権利設定を進める事ができたが、米の需要の減少等による経営環境の先行きが不透明な状況にあり、担い手の集積に対する意欲は高まらず低調な権利設定・移動となった。また、耕作条件の不利や鳥獣被害等の理由により権利設定の更新が行われない農地が徐々に増えつつある。」とししました。

3ページをご覧ください。「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」の点検・評価について記載してあります。令和3年度に法人雇用や親元就農以外での新規参入者はありませんでしたので、1の「現状及び課題」の新規参入者数及び2「令和3年度の目標及び実績」の達成状況は0となりました。3の「目標の達成に向けた活動」の活動実績については、「市及び農業関係機関との連携を図り、新規参入者の情報を共有するとともに掘り起しを行った。」とししました。4の「目標及び活動に対する評価」の「目標に対する評価」は、1、2の実績を踏まえ「目標とする新規参入者を確保できなかった。」とししました。また、「活動に対する評価」は、3の活動実績を踏まえ「認定就農者等の農家子弟に対する集積等の支援を行うことが出来たが、新規参入者の掘起こしは難しい状況にある。引き続き関係機関との情報共有に努め、広く新規参入者の掘起こしに努めたい。」とししました。

4ページをご覧ください。「遊休農地に関する措置に関する評価」の点検・評価について記載してあります。当市においては、今のところ遊休農地は発生していないため、1の「現状及び課題」及び2「令和3年度の目標及び実績」の達成状況は0となりました。3の「目標の達成に向けた活動」の活動実績については、7月と10月に実施した利用状況調査及びその後に実施した解消活動の内容について記載してあります。4の「目標及び活動に対する評価」の「目標に対する評価」は、1、2の実績を踏まえ「新たな遊休農地の発生は無く、目標達成できているが、生産条件の不利地や鳥獣害被害の発生地において、利用権設定の期間満了後の期間更新が行われない農地が増加傾向にあり、遊休農地の発生が懸念されるため、今後も引き続き発生防止活動に取り組む。」とししました。また、

「活動に対する評価」は、3の活動実績を踏まえ「調査範囲が市全域であり、現調査体制では細部までの調査に限界があるが、日常の巡回指導及び利用状況調査後における所有者及び耕作者への指導により遊休農地化を防ぐ事ができている。非農地の精査については、所在が山間部に多く正確な位置の特定が難しい状況にあり進捗が鈍い傾向にある。遊休農地の発生防止の取り組みと合わせて引き続き精査を行うこととし、その進捗を早めるように努める。」としました。

5ページをご覧ください。「違反転用への適正な対応」の点検・評価について記載してあります。令和3年度中に違反転用は発生していないため、1の「現状及び課題」の違反転用面積及び2「令和3年度実績」の解消実績は0となりました。3の活動実績は「違反転用発生防止周知のためのチラシの配布、農業委員会だよりを活用した周知を行なった。転用許可を受けずに事業実施してしまっていた案件については、是正措置を行い、不適正な状況無くした。また、転用許可後の調査を実施し、転用事業の早期実施や適正利用指導するとともに、今後の状況について確認を行ない、事業の適正実施を促進した。」とし、その評価については、「計画通りの活動を実施することができた。今後も違反転用の発生防止に努め適正な土地利用を促す。」としました。

6ページをご覧ください。農地法等で規定された事務の実施状況に対する点検の内容となっています。

1の「農地法第3条に基づく許可事務」は、1年間の処理件数が5件で、不許可はありませんでした。また、事務処理については標準的な処理期間内である4週間以内での事務が行われていました。

2の「農地転用に関する事務」は、1年間の処理件数が22件で、不許可はありませんでした。また、事務処理は、標準的な処理期間内で行われていました。

7ページをご覧ください。3の「農地所有適格法人からの報告への対応」については、管内の法人5法人で全法人から報告書の提出を受けました。

4の「情報の提供等」については、賃借料情報の提供を令和4年の2月末に行いました。次の農地の権利移動等の把握については、国が行っている調査の取りまとめにより件数の把握及び情報提供を行っています。次の農地台帳の整備については、市外分の農地も合わせて2,144ヘクタールを対象とし、毎月総会終了後に更新を行っています。

以上が、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の案となります。

8ページをご覧ください。ここからが、令和4年度最適化の目標の設定等の案となります。令和4年からは冒頭で説明した経営局長通知により目標の設定が最適化活動に再構築されています。設定する目標は、「成果目標」と成果目標を達成するための「活動目標」の2つに分けられています。更に、成果目標は、最適化活動である「担い手への農地の集積」、「遊休農地の解消」及び「新規参入の促進」の3つの目標からなり、活動目標は「各委員が最適化活動を行う日数」、「最適化活動を強化して実施する月」及び「新規参入の促進のための相談会への参加」の3つの目標になっています。

8ページのⅠ農業委員会の状況は、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案の内容と項目が変わっていますが、同様に農林業センサス等の各種統計に基づき記載してあります。

9ページをご覧ください。ここからが最適化活動の目標となります。はじめに、最適化活動の「成果目標」が記載してあります。(1)農地の集積は、担い手への集積の目標です。①現状及び課題は、管内の農地面積を直近の統計面積に改め、課題は、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案の内容と同様の内容としました。②の目標は、農業委員会で策定している農地等の利用の最適化の推進に即して設定することとされているため、先月の定例総会で改訂した指針に即して設定し、記載のとおりの内容としました。

次の(2)遊休農地の解消は、現段階で発生している遊休農地の解消の目標です。①現状及び課題には、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案の内容に現状では、遊休農地が無い場合、新たに遊休農地を発生させないことを目標とするという文言を加えました。また、②の目標については、現状で草刈り等を行うことにより、直ちに耕作することが可能となる緑区分の遊休農地や、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備により解消できる黄区分の遊休農地の発生が無く、解消面積がないことからそれぞれ0ヘクタールとしました。

10ページをご覧ください。(3)新規参入の促進は、農地の所有者から新規参入者へ貸付けることに同意を得た農地の面積の目標です。①の現状及び課題には、現状に直近の3年度の新規参入の状況を記載し、課題については、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価案の内容と同様の内容としました。

②の目標は、平成28年度から平成30年度までに権利の設定又は移転がされた農地の面積の平均の1割以上となるように設定することとされているため、当該規定に即して設定しました。次の項目から「活動目標」となります。(1)推進委員等が最適化活動を行う日数目標は、1月当りの最適活動日数の目標です。国では月10日の最適化活動を想定しているとのことですが、より現実的な目標として7日を設定しました。

(2)活動強化月間の設定目標は、活動強化月間を3月以上設定することとされていることから、利用状況調査月の翌月を遊休農地の解消活動を強化する月に設定するとともに、農閑期を農地の集積活動を強化する月に設定しました。

(3)新規参入相談会への参加目標は、都道府県、市町村等が実施する新規参入相談会に推進委員等が1名以上参加することを目標として設定することとされていることから、新潟県農業会議が開催する相談会への参加を想定して設定しました。

以上が、令和4年度最適化の目標の設定等の案となります。

なお、成果目標については、担当地区ごと及び委員ごとに設定することとされています。配布資料第80号議案関係資料「最適化活動の成果目標算出資料」をご覧ください。成果目標の算出根拠を示した資料となっています。担当地区ご

	と及び委員ごとの目標は、委員会全体の目標を基に、担当地区の農地面積及び委員数に応じて設定しており、資料の各成果目標の項目ごとに太枠で囲んで表示している部分となります。担当地区ごと及び委員ごとの令和4年度の最適化活動はこの目標に基づき行っていただき、年度末に点検・評価を実施することとされています。
議長(永井尚文君)	説明は以上でございます。 事務局の説明が終わりました。 これに対してご質問、ご意見はございませんか。
7 番(飯岡佐治雄君)	はい。
議長(永井尚文君)	はい、飯岡さん。
7 番(飯岡佐治雄君)	7番 飯岡です。 この資料の中に担い手、担い手と言うふうに書いてありますけれども、実際、これから先の担い手というのは、状況からいうと難しいと思うんだけど、現状の担い手というのは何人くらいいて、何歳くらいなのかわかりますか。
議長(永井尚文君)	事務局。
事務局(美原 暁君)	はい。事務局 美原です。 担い手と今呼ばれている人については、別冊議案の8ページをご覧になって頂きたいんですけど、8ページに「令和4年度最適化活動の目標の設定等」ということで、いろんな統計資料を参考にして記載してある表があるんですけど、この「2 農家・農地等の概要」のところで、いちばん右側の表、この辺が担い手というふうな位置づけにされているものであります。 この中で、数字が入っている部分が、今現状での担い手として認識されている部分です。認定農業者が99名、あと、市の方で定めた基本構想と言うのがあって、その水準に到達している方が61名。それから、認定新規就農者ということで計画を作って、その認定を受けている新規就農者が5名。これを含めると165名というのが現状となっております。 平均年齢は算出していなかったのでお答えすることは出来ないんですけど、認定農業者の方もかなり年齢が上がってきている状態となっております。
7 番(飯岡佐治雄君)	はい。
議長(永井尚文君)	はい、飯岡さん。
7 番(飯岡佐治雄君)	たぶん、これから先、いろいろ書いてあるように、担い手が主になっていくと思うんだけど、市の長期計画とかいろいろな中にも担い手というのは出てると思うんですが、それを助成するような何かって作ることは難しいんでしょうか。
議長(永井尚文君)	はい、事務局長。
事務局(大竹久範君)	事業につきましては、県の事業、国の事業を活用していただくというふうにしてました。市単独では今のところなくて、新規就農者の支援の中で、県の事業に対しては10%上乘せして補助するというのは有りますが、それも、今年度で県の事業が終了することになりまして、来年度からは未定という状況です。
10 番(吉村陽介君)	はい。
議長(永井尚文君)	どうぞ。

10 番(吉村陽介君)

10 番 吉村です。

今の話の関連なんですけれど、やっぱり県とか国の補助金を使おうとすると、人農地プランを作成している地域、そこで担い手に位置付けられている人とか、そういう所でも限定されていて、ホームページを見ると、全てその文言から補助金が始まっているような状態なんで、この間も言いましたけれど、一刻も早く話をして、人農地プランに参画してもらわないと、補助金の金額も、加茂市が農業に補助金を出している金額、たとえば75万円だとしたら、県とか国の補助金は1,500万円上限の750万円補助とか、農舎だと1億円の半額、5,000万円とか桁が違う。

完全にバックアップするという姿勢を国も見せているので、早めに乗っかっていかないと。特に山手の地区とか、加茂地区とか、現在、担い手が見当たらない地区をどうバックアップしていくのか。国の補助金を使って、早急にテコ入れしてもらった方が良いんじゃないかと個人的に思っているのでもよろしくお願いします。

議長(永井尚文君)

はい、事務局。

事務局(大竹久範君)

はい。吉村委員のおっしゃる通りで、この前もちょっとお話したと思うんですけれども、人農地プランにつきましては、今年度、周知期間で来年、再来年で作るということが法制化されます。その中で、国の方はマニュアルを作成すると言ってまして、それを見て動こうかと考えてます。県に対しても、早く情報を下さいと言ってますので、出てきたら早急に動きたいと思います。

議長(永井尚文君)

他に。

7 番(飯岡佐治雄君)

はい。

議長(永井尚文君)

飯岡さん。

7 番(飯岡佐治雄君)

やっぱり、いろいろな物を見ても担い手しか頼るのがいないんだよね。きつとね。ここの中にも、担い手に若干面積が行きましたよ。これは高齢化でやむを得ずやりましたよ。そういうふうな書き方で、もっと担い手が積極的にやれるような何かがあると良いと思うんですけれど。

今回、回覧板で回りましたけれど、米の補助金ですかね。そういったものも出てますけれど、駄目にならないように、何とかこう早いうちに手だてができれば良いかと思います。以上です。

議長(永井尚文君)

他に意見はありますか。

(しばらく声なし。)

議長(永井尚文君)

この前、農業会議の事務局の方が来て、農林課長と農業員会の事務局で話し合ったんですが、そういうのは早めにやった方が良いというふうな話がありました。

この前、5月20日に農業新聞で参議院を通過し、人農地プランが法定化されます。その目標を、これから市町村が皆さんに周知するための集会を設けるというのが仕事になってきているわけです。私たちは、集会を早く開いてほしい。農家と話し合う機会を市や市長さんに要請し、農業委員会は、その中に積極的に参加する。参加してコーディネーターの役目を務める。

ある農業委員の方から国会議員を紹介されまして、実は加茂市でこういう計

議長(永井尚文君) 議長(永井尚文君)	画があるんだけど、是非バックアップしてほしいという話をしました。 農林課長さんに精一杯動いてもらって、そういう集会の機会をつくってもら。そういう嘆願をしているところであります。 他に意見はありますか。 (しばらく声なし。) ないようですので、農業委員による採決をいたします。 本議案について、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。 (全員の挙手あり) 挙手、全員でありますので、本議案については原案のとおり決定いたしました。 ありがとうございました。 以上で本日の議案は全部終了いたしました。 (議案審議終了午前 10 時 43 分)
議長(永井尚文君) 事務局(大竹久範君) 議長(永井尚文君) 議長(永井尚文君)	これより、報告案件をお願いいたします。 事務局の説明をお願いします。 はい、事務局長 大竹です。 それでは、議案の 5 ページをお願いいたします。 【報告第 1 号朗読】 番号1は、賃借人に所有権を移転するため解約されたものです。 【報告第2号朗読】 説明は以上です。 事務局の説明が終わりました。 報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。 (「なし」の声あり。) ないようでありますので、以上をもちまして報告案件は終了いたしました。
議長(永井尚文君) 議長(永井尚文君) 議長(永井尚文君)	次に、事務報告をお願いいたします。 令和 4 年 4 月 26 日以降の事務に関し、各担当者から報告をお願いいたします。 (事務報告) 【議案12ページ記載の事務報告案件について、担当者から報告】 以上で事務報告が終わりました。 報告のありました事項について、ご質問、ご意見はございませんか。 (「なし」の声あり) 「なし」の声が有りますので、以上をもちまして事務報告は終了いたしました。 これにて、加茂市農業委員会第 24 回定期総会を終了いたします。 (閉会時刻: 午前 10 時 55 分閉会)

令和4年 5 月 30 日

農業委員会等に関する法律第33条の規定により総会の顛末を記録し署名する。

会 長

.....

1 1 番 委 員

.....

1 2 番 委 員

.....